

(案)

横浜市高圧ガス保安法審査基準

横浜市消防局予防部保安課

令和7年4月

横浜市高圧ガス保安法審査基準 目次

1	高圧ガスの製造の許可	1
2	高圧ガスの製造のための施設等の変更許可	2
3	第一種貯蔵所設置の許可	3
4	第一種貯蔵所の位置等の変更許可	4
5	高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置の完成検査	5
6	高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の特定変更工事の完成検査	6
7	高圧ガスの輸入検査	7
8	特定施設の保安検査	8
	別紙（高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価基準）	9
9	容器、附属品の検査又は再検査	15
10	特別充填の許可	16
11	容器検査所の登録又はその更新	17
12	容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更申請に係る容器規格適合通知	18
13	神奈川県高圧ガス保安法許認可審査基準	
14	神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針	
15	神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準	
16	既存高圧ガス設備等の移設等取扱指針	

用語の定義

関係条項 . . . 許可等をする際に根拠法令の中で確認を要する条項

委任規定 . . . 法律に基づく命令で政令、省令、告示をいう

審査基準 . . . 申請により求められた許可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

行政指導指針 . . . 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通した内容となるべき事項

標準処理期間 . . . 申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間

申請の要件	1 高圧ガスの製造の許可
申請に関する説明	圧縮、液化その他の方法により1日に処理することのできるガスの容積が100m³（当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合は、当該政令で定めるガスの種類ごとに100m³を超える政令で定める値）以上である設備を使用して高圧ガスの製造（容器に充填することを含む。）をしようとする者又は1日の冷凍能力が20トン（ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン、空気又はアンモニアを冷媒ガスとする場合は50トン）以上の設備を使用して冷凍（冷凍設備を使用してする暖房を含む。）のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をしようとする者は、事業所ごとに市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第5条第1項
関係条項	第5条第3項、第7条及び第8条
委任規定	・高圧ガス保安法施行令（平成9年2月19日政令第20号）第3条及び第4条 ・一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第5条から第8条の2まで、第99条、第101条及び第102条 ・液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第5条から第9条まで及び第97条 ・コンビナート等保安規則（昭和61年12月13日通商産業省令第88号）第4条から第7条の3まで、第9条から第11条及び第54条 ・冷凍保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第51号）第5条から第9条まで及び第69条 ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号）
審査基準	申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。 ・一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第3号） ・液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第4号） ・コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第5号） ・冷凍保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第6号） ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日20200715保局第1号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日20181105保局第5号） ・神奈川県高圧ガス保安法許認可審査基準（平成30年4月1日）
行政指導指針	・神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針（平成30年4月1日）【最近改正 平成30年12月4日】 ・神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準（平成2年6月1日）【最近改正 令和元年9月1日】 ・既存高圧ガス設備等の移設等取扱指針（平成19年3月30日）
標準処理期間	15日
申請部数	2部（完成検査を高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関で受ける場合は3部）
手数料	横浜市手数料条例(昭和24年4月横浜市条例第15号)に定める金額

申請の要件	2 高圧ガスの製造のための施設等の変更許可
申請に関する説明	第一種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事（軽微な変更の工事を除く。）をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第14条第1項
関係条項	第5条第3項、第8条、第14条第3項
委任規定	・高圧ガス保安法施行令（平成9年2月19日政令第20号）第3条及び第4条 ・一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第5条から第8条の2まで、第99条、第101条及び第102条 ・液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第5条から第9条まで及び第97条 ・コンビナート等保安規則（昭和61年12月13日通商産業省令第88号）第4条から第7条の3まで、第9条から第11条及び第54条 ・冷凍保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第51号）第5条から第9条まで及び第69条 ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号）
審査基準	申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。 ・一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第3号） ・液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第4号） ・コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第5号） ・冷凍保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第6号） ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日20200715保局第1号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日20181105保局第5号） ・神奈川県高圧ガス保安法許認可審査基準（平成30年4月1日）
行政指導指針	・神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針（平成30年4月1日）【最近改正 平成30年12月4日】 ・神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準（平成2年6月1日）【最近改正 令和元年9月1日】 ・既存高圧ガス設備等の移設等取扱指針（平成19年3月30日）
標準処理期間	13日
申請部数	2部（完成検査を高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関で受ける場合は3部）
手数料	横浜市手数料条例(昭和24年4月横浜市条例第15号)に定める金額

申請の要件	3 第一種貯蔵所設置の許可
申請に関する説明	貯蔵容積が300m ³ （当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合は、当該政令で定めるガスの種類ごとに300m ³ を超える政令で定める値。液化ガスは10kgを容積1m ³ に換算）以上の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ市長の許可を受けて設置する第一種貯蔵所において貯蔵しなければなりません。ただし、第一種製造者が高圧ガス製造の許可を受けたところに従って高圧ガスを貯蔵するものを除きます。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第16条第1項
関係条項	第16条第2項及び第3項
委任規定	・高圧ガス保安法施行令（平成9年2月19日政令第20号）第5条 ・一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第21条から第23条まで、第99条、第101条及び第103条 ・液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第22条から第24条まで及び第97条 ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号）
審査基準	申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。 ・一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第3号） ・液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第4号） ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日20200715保局第1号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日20181105保局第5号） ・神奈川県高圧ガス保安法許認可審査基準（平成30年4月1日）
行政指導指針	・神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針（平成30年4月1日）【最近改正 平成30年12月4日】 ・神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準（平成2年6月1日）【最近改正 令和元年9月1日】 ・既存高圧ガス設備等の移設等取扱指針（平成19年3月30日）
標準処理期間	10日
申請部数	2部（完成検査を高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関で受ける場合は3部）
手数料	横浜市手数料条例(昭和24年4月横浜市条例第15号)に定める金額

申請の要件	4 第一種貯蔵所の位置等の変更許可
申請に関する説明	第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事（軽微な変更の工事を除く。）をしようとするときは、市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第19条第1項
関係条項	第16条第2項、第19条第3項
委任規定	・一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第21条から第23条まで、第99条、第101条及び第103条 ・液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第22条から第24条まで及び第97条 ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号）
審査基準	申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。 ・一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第3号） ・液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第4号） ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日20200715保局第1号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日20181105保局第5号） ・神奈川県高圧ガス保安法許認可審査基準（平成30年4月1日）
行政指導指針	・神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針（平成30年4月1日）【最近改正 平成30年12月4日】 ・神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準（平成2年6月1日）【最近改正 令和元年9月1日】 ・既存高圧ガス設備等の移設等取扱指針（平成19年3月30日）
標準処理期間	10日
申請部数	2部（完成検査を高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関で受ける場合は3部）
手数料	横浜市手数料条例(昭和24年4月横浜市条例第15号)に定める金額

申請の要件	5 高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置の完成検査
申請に関する説明	高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置許可後、当該施設又は貯蔵所の設置の工事が完成したときは、市長が行う完成検査を受ける必要があります、これらが技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはなりません。ただし、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが技術上の基準に適合していると認められその旨を市長に届け出た場合を除きます。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第20条第1項
関係条項	第8条第1号、第16条第2項、第20条第5項
委任規定	・一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第5条から第8条の2まで、第21条から第23条まで、第35条及び第99条 ・液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第5条から第9条まで、第22条から第24条まで、第36条及び第97条 ・コンビナート等保安規則（昭和61年12月13日通商産業省令第88号）第4条から第7条の3まで、第9条から第11条まで、第19条及び第54条 ・冷凍保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第51号）第6条から第8条まで、第25条及び第69条 ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号）
審査基準	
標準処理期間	10日（検査終了の日から）
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例(昭和24年4月横浜市条例第15号)に定める金額

申請の要件	6 高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の特定変更工事の完成検査
申請に関する説明	高圧ガス製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更工事等の許可後、当該施設又は貯蔵所の位置、構造又は設備の特定変更工事が完成したときは、市長が行う完成検査（完成検査を要しない変更の工事の範囲を除く。）を受ける必要があります。これらが技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはなりません。ただし、高圧ガス保安協会、指定完成検査機関又は認定完成検査実施者による完成検査を受け、これらが技術上の基準に適合していると認められその旨を市長に届け出た場合を除きます。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第20条第3項
関係条項	第8条第1号、第16条第2項、第20条第5項
委任規定	・一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第5条から第8条の2まで、第21条から第23条まで、第35条及び第99条 ・液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第5条から第9条まで、第22条から第24条まで、第36条及び第97条 ・コンビナート等保安規則（昭和61年12月13日通商産業省令第88号）第4条から第7条の3まで、第9条から第11条まで、第19条及び第54条 ・冷凍保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第51号）第6条から第8条まで、第25条及び第69条 ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号）
審査基準	
標準処理期間	10日（検査終了の日から）
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例(昭和24年4月横浜市条例第15号)に定める金額

申請の要件	7 高圧ガスの輸入検査
申請に関する説明	高圧ガスの輸入をした者は、輸入をした高圧ガス及びその容器につき、市長が行う検査を受ける必要があり、これらが技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはなりません。ただし、高圧ガス保安協会又は指定輸入検査機関が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を市長に届け出た場合を除きます。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第22条第1項
関係条項	第22条第4項
委任規定	・一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第45条の3、第46条、第47条及び第99条 ・液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第45条の3、第45条の4及び第46条 ・冷凍保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第51号）第31条の3、第32条及び第69条 ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号）
審査基準	申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。 ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規） （令和2年8月6日20200715保局第1号）
標準処理期間	10日（検査終了の日から）
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例(昭和24年4月横浜市条例第15号)に定める金額

申請の要件	8 特定施設の保安検査
申請に関する説明	第一種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（特定施設）について、定期的に、市長が行う保安検査を受ける必要があります。ただし、高圧ガス保安協会、指定保安検査機関又は認定保安検査実施者による保安検査を受けその旨を市長に届け出た場合を除きます。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第35条第1項
関係条項	第8条1号、第35条第2項及び第4項
委任規定	・一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第5条から第8条の2まで、第79条第1項、第2項、第82条及び第99条 ・液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第5条から第9条まで、第77条第1項、第2項、第80条及び第97条 ・コンビナート等保安規則（昭和61年12月13日通商産業省令第88号）第4条から第7条の3まで、第9条から第11条まで、第34条第1項、第2項、第37条及び第54条 ・冷凍保安規則（昭和41年5月25日通産省令第51号）第6条から第8条まで、第40条第1項、第2項、第43条及び第69条 ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号） ・保安検査の方法を定める告示（平成17年3月30日経済産業省告示第84号）
審査基準	保安検査時に高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価が必要な場合は、別紙「高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価基準」により実施します。
標準処理期間	10日（検査終了の日から）
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例(昭和24年4月横浜市条例第15号)に定める金額

高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価基準

1 目 的

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術上の基準の細目を定める告示附則（平成17年3月30日告示第82号）第2項経過措置で定められた、当分の間、なおその効力を有する第17条（以下「旧第17条」という。）の規定に基づく審査、確認の基準の詳細について定めるとともに、手続きに関して必要な事項を定める。

2 対 象

開放検査周期延長の対象とする貯槽は、旧第17条第1項の規定により、耐圧試験を受けないことができるとされたもののうち、腐食性ガス（「一般高圧ガス保安規則第2条第1項第2号及びコンビナート等保安規則第2条第1項第2号に定める毒性ガス」をいう。以下同じ。）の球形貯槽及び液化石油ガス保安規則を適用する貯槽及びコンビナート等保安規則第2条第4号で定める特定液化石油ガスの貯槽を除いたもので、横浜市内において、貯槽開放検査周期延長を希望する事業所の所有又は占有する貯槽で、かつ、直近の2回の開放検査を神奈川県又は横浜市が行ったものとする。

3 評価

(1) 評価の分類

評価は、次の2段階評価とする。

ア 事業所評価

事業所ごとに評価を行うものとする。

イ 貯槽評価

貯槽1基ごとに評価を行うものとする。

(2) 事業所評価の基準

ア 評価項目・評価基準対応事項表の事業所の項の各基準に合致するものを適合とする。

イ 事業所の評価項目に重大な変更があった場合は、再度事業所評価を行うものとする。

(3) 貯槽の評価の基準

評価項目・評価基準対応事項表の貯槽の項の各基準に合致するものを適合とする。

(4) 手続き

保安検査申請時に各評価基準に対する適合性を審査、確認できる資料を添付するものとする。

4 評価後の措置

事業所評価の基準に適合し、かつ、貯槽評価の基準に適合した貯槽について、旧第17条の規定による開放検査周期を決定する。

参考（旧第17条）

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示

第十七条

第一種製造者が次に掲げる基準に適合している場合であって、貯槽が液化石油ガス保安規則別表第三第一項第十七号ただし書、一般高圧ガス保安規則別表第三第一項第十一号ただし書及びコンビナート等保安規則別表第四第一項第十八号ただし書の規定により耐圧試験を受けないことができるとされたものであるときは、液化石油ガス保安規則別表第三第一項第十七号ただし書、一般高圧ガス保安規則別表第三第一項第十一号ただし書及びコンビナート等保安規則別表第四第一項第十八号ただし書の経済産業大臣が定める期間は、前条の規定にかかわらず、次の表上欄及び中欄の区分に応じ、同表下欄に掲げるものとすることができる。

- 一 開放検査（液化石油ガス保安規則別表第三第一項第十七号ただし書、一般高圧ガス保安規則別表第三第一項第十一号ただし書及びコンビナート等保安規則別表第四第一項第十八号ただし書の目視及び非破壊検査の測定をいう。以下同じ。）に係る方法及び基準を適切かつ明確に定め、文書化していること。
- 二 溶接修理等に係る方法及び基準を適切かつ明確に定め、文書化していること。
- 三 欠陥の発生原因及び防止対策についての検討結果に基づき開放検査を行う時期を決定する時期を適切かつ明確に定め、文書化していること。
- 四 開放検査の一部又は全部を委託する場合にあっては、その委託先の管理に関する事項を適切かつ明確に定め、文書化していること。
- 五 開放検査のデータを適切に評価できる担当者を置いていること。
- 六 開放検査のデータ及び検査結果を時系列順に保管し、これらを適切に把握できる体制を有すること。

設 備 の 種 類	使 用 材 料	期 間
球型貯槽（直近の二年間耐圧試験を受けないことができるとされたものに限る。）	高張力鋼	保安検査実施日から起算して五年を経過するまでの間
その他球型貯槽	炭素鋼	保安検査実施日から起算して九年を経過するまでの間
球型貯槽以外の貯槽（製造又は溶接修理等の工程中溶接後に炉内で応力除去焼鈍を施し、かつ、異常のないことが確認されている場合）	高張力鋼	保安検査実施日から起算して九年を経過するまでの間
球型貯槽以外の貯槽（直近の二年間耐圧試験を受けないことができるとされたものに限る。）	オーステナイト系ステンレス鋼、アルミニウム、ニッケル鋼及び炭素鋼（高張力鋼を除く。）以外の材料	保安検査実施日から起算して五年を経過するまでの間
その他貯槽	オーステナイト系ステンレス鋼、アルミニウム、ニッケル鋼以外の材料	保安検査実施日から起算して九年を経過するまでの間

備考

- 一 上欄に掲げる貯槽は、応力腐食割れが発生したことがないものに限る。
 - 二 上欄に掲げる貯槽は、前回の開放検査以後検査を行った場合には、当該検査により異常がないことが確認されたものに限る。
 - 三 応力除去焼鈍をすることができる回数は、材料の製造時に保証された回数以下とする。
- 2 前項の場合において、使用材料の腐食又は割れ等の欠陥の状態に応じて表の下欄の期間を短縮しなければならない。
 - 3 第一項の場合において、高圧ガス設備が腐食性ガスの貯槽である場合には、同項の表の下欄の期間は、腐食率から計算した余寿命の二分の一を超えないものとしなければならない。

評価項目・評価基準対応事項表

項 目	基 準	事業所	貯槽	内 容
I. 開放検査関係規定 1. 通常の管理体制	1) 事業所においては、自主保安を基本とした運転、設備及び保安を管理する体制があること。	○		三部門の組織（非腐食性ガスで横置円筒形貯槽のみを対象とする事業所については、事業所の規模等に応じた組織）及び職務が組織規程・責任権限規程等により文書化されているか。
	2) 運転管理、設備管理及び保安管理に関する規程・基準類が整備されていること。	○		文書化されているか。
	3) 工事管理に関し、規程・基準類が整備され、適切に実施できる体制であること。	○		文書化されているか。
2. 開放検査工事の 手順	1) 作業、工事手順が決まっていること。	○	○	開放検査工事の作業、工事手順が次例のように定まっているか。 ① 貯槽及び関連配管の残液処理 ② 関連配管の縁切り ③ 残ガス処理 ④ 空気への置換 ⑤ 足場組立 ⑥ 外観、非破壊検査（内部清掃、前処理含む） ⑦ 付属品の取り外し ⑧ 付属品の検査 ⑨ 付属品の復旧 ⑩ 気密検査 ⑪ 関連配管の復旧 ⑫ 高圧ガスへの置換
	2) 施工要領書があること。		○	特に検査にかかわる1)⑤、⑥、⑧、⑩が整備されているか。
	3) 作業、工事手順に伴う責任区分が明確になっていること。	○	○	作業、工事手順に伴う責任区分、確認方法が明確になっているか。
3. 検査基準	1) 開放検査における検査項目が定められていること。 2) 検査方法が定められていること。 3) 技術基準・規格が定められていること。 4) 判定基準が定められていること。	○		1) 検査項目が定められているか。 2) 検査方法が定められているか。 3) 技術基準・規格が定められているか。 4) 判定基準が定められているか。 5) 上記 1)～4)の内容は適切なものであるか。
4. 補修基準	補修要領が定められていること。	○		補修要領が定められているか。
5. 溶接補修後の検査基準	1) 溶接補修後の検査項目が定められていること。	○		1) 検査基準が定められているか。 2) 検査方法が定められているか。 3) 検査の施工基準が定められているか。 4) 上記1)～3)の内容は適切なものであるか。
	2) 検査方法が定められていること。			
	3) 各検査の施工方法が定められていること。			

項 目	基 準	事業所	貯槽	内 容
II. 開放検査評価体制 1. 事業所の評価体制	1) 事業所において、開放検査の評価体制が明確になっていること。	○	○	1) 開放検査を行う組織（外注検査会社を含む。）が明確化されているか。 （当該開放検査の組織表があるか。） 2) 組織の分担及び責任が明確化されているか。 3) 外注検査会社の管理が明確化されているか。
	2) 事業所には、開放検査結果等を的確に評価できる担当者（以下、「評価者」という。）が1名以上いること。 ① 原則事業所員であること。 ② 評価に対する責任を有すること。 （外注検査会社を含む個々の検査責任者、補修責任者及び付帯工事責任者に対する改善勧告等） ③ 評価に必要な知識、経験を有すること。 （該当貯槽の管理に関する知識、経験） ④ 評価者は、「磁粉探傷試験レベル2（MT2）」（JISZ 2305 資格）又は甲種機械製造保安責任者免状若しくは甲種化学製造保安責任者免状のいずれかを有する者であること。 ただし、非腐食性ガスで横置円筒貯槽のみを対象とする事業所の評価者については、乙種機械でも可とする。	○		1) 評価者の資格等が基準を満たしているか。 2) 外部の団体等が行う非破壊検査に関する研修会を受講した者又は社内において非破壊検査に関する教育を受けた者など知識を有する者がいるか。 3) 開放検査に関する経験は、開放検査を行う組織等に属し、開放検査に係る業務に1年以上従事した者であるか。
2. 開放検査の評価	開放検査の実施状況の確認及び評価が評価者によって適切に実施されていること。		○	1) 評価者により、開放検査関係規程に基づく開放検査期間に応じた評価が実施されているか。 2) 評価者により、次に掲げる事項が確認されているか。 ① 検査を行う者の資格・経験等の保有確認 ② 検査基準に基づく検査が実施されたことの確認
3. 外注検査会社の評価	外注検査会社に委ねる場合は、評価者の意見が反映され、検査に適した協力会社であることが事業所により確認されていること。	○		外注検査会社の技量について、次に掲げる実績等により確認されているか。 ① 検査管理体制 ② 検査実績 ③ 検査員の資格等の保有状況 ④ 検査員の教育訓練状況 ⑤ 検査設備等の保有状況
III. 開放検査データの保管・活用状況	1) 開放検査データを時系列的に保管し、貯槽の検査結果を的確に把握できる体制にあること。	○	○	1) 開放検査記録の収集・解析・保管方法及び保管部署等が明確化されているか。 2) 当該貯槽の設置以来の開放検査記録が整理されているか。 貯槽設計データを含む。（建設年月、建設メーカー、設計仕様、図面等） 3) 欠陥及び腐食発生について原因・対策等を解析し、解析結果が保管されているか。 4) 上記の検査記録が補修の要否の判断、寿命の推定等に有効に活用されているか。
	2) 技術資料の保有状況	○		必要な技術資料の入手に努めているか。

項 目	基 準	事業所	貯槽	内 容
IV. 開放検査実績	適正な開放検査期間毎に行った直近の2回の開放検査結果が以下に適合すること。 ① 直近2回の内1回は、本基準による検査結果を満足すること。 ② 一般則別表第1、第1項第11号 コンビ則別表第3、第1項第18号 のただし書きの開放検査結果に適合する貯槽であること。	○	○	前回開放検査において、溶接補修等を行っていないか。
V. その他評価において考慮すべき事項 1. 貯槽付属品の検査	以下付属品・機器の検査周期及び検査内容が明確になっており、それに従って実施されていること。 ① 元弁（第一弁） ② 緊急遮断弁 ③ 逆止弁 ④ 液面計 ⑤ その他付属品	○	○	1) JLPA 501(2005年)「LPガスプラント検査基準」（以下「JLPA基準」という。）の第IV編に準ずるか、又はそれと同等以上の内容であるか。 2) 緊急遮断装置は、関係規則の基準の内容を満足しているか。
2. 貯槽外面検査	以下項目の検査周期及び検査内容が明確になっており、それに従って実施されていること。 ① 溶接部 ② ノズル溶接部 ③ 塗装状況	○	○	JLPA基準の第III編に準ずるか、又はそれと同等以上の内容であるか。
3. 支柱の耐熱措置	被服状況の検査項目が明確になっていること。	○	○	JLPA基準の第III編に準ずるか、又はそれと同等以上の内容であるか。
4. 貯槽の据えつけ状況	以下の検査項目が明確になっていること。 ① 基礎のひび割れ・崩壊・損傷 ② ベースプレート部の腐食・損傷・変形 ③ アンカーボルト・ナットの腐食・損傷・ゆるみ	○	○	JLPA基準の第III編に準ずるか、又はそれと同等以上の内容であるか。
5. 除害設備の状況	毒性ガスの除害設備は、適切であること。		○	貯槽の除害設備は、適切に設置されているか。
6. 日常管理 1) 阻害物質の管理	1) 阻害物質の含有量の基準値が決められていること。		○	阻害物質の含有量の基準値が定められているか。
	2) 阻害物質の基準値の測定法が規定されていること。		○	JIS等の基準に準拠しているか。
	3) 阻害物質の許容量が把握されていること。		○	測定するか、供給者の分析表で確認しているか。
	4) 日常、工事時における阻害物質が適正に管理され、含有量の記録が保管されていること。		○	貯槽の使用目的等に応じて、阻害物質を自ら測定し、又は、供給者の分析表等で確認し、かつ、保管しているか。
2) 運転管理	1) 運転条件が設計仕様の範囲内であること。		○	運転の温度・圧力等が設計以内であるか。
	2) 運転管理項目が決められ、文書化されていること。		○	運転手順書、運転条件基準等に記載されているか。
3) 日常点検	日常点検項目が決められていること。		○	外観検査等決められているか。
4) ガス種固有の問題への対応	過去の開放検査時に問題となった事項に適切に対応ができていないこと。		○	アンモニア貯槽の応力腐食割れ、メチルアミン類の窒化、酸化エチレンの内容物の重合等への対応はできているか。

申請の要件	9 容器、附属品の検査又は再検査
申請に関する説明	高圧ガスを充填する容器又は容器の附属品を製造又は輸入した者は、市長が行う容器検査又は附属品検査を受ける必要があります、これに合格したものとして刻印等の掲示がなされているものでなければ、譲渡し、又は引き渡してはなりません。また、容器及び容器の附属品で、一定の期間を経過したもの又は損傷を受けたものについても、市長が行う再検査を受ける必要があります。ただし、容器検査及び附属品検査にあつては、経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が行う検査並びに容器再検査及び附属品再検査にあつては、経済産業大臣、高圧ガス保安協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者が行う検査を受けた場合を除きます。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第44条第1項、第48条第1項第3号及び第5号、第49条第1項、第49条の2並びに第49条の4
関係条項	第44条第4項、第45条、第49条第2項、第49条の2第4項及び第49条の4第2項
委任規定	・容器保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第50号）第6条、第7条、第8条、第13条、第16条、第17条、第18条、第25条、第26条、第28条、第29条、第36条、第37条及び第38条 ・国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年6月30日経済産業省令第82号）第4条の2、第5条、第6条、第10条、第11条、第16条、第17条、第19条、第20条、第27条及び第28条 ・容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成9年3月25日通商産業省告示第150号） ・国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成28年6月30日経済産業省告示第184号）
審査基準	申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。 ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日20200715保局第1号） ・容器保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第7号） ・国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第8号）
標準処理期間	10日（検査終了の日から）
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例（昭和24年4月横浜市条例第15号）に定める金額

申請の要件	10 特別充填の許可
申請に関する説明	市長が危険のおそれがないと認め、条件を付して許可した者が当該条件に従って高圧ガスを充填（内容積が500リットル以下の容器に係るものに限る）するときに限り、充填する容器の刻印や表示等に関する義務の一部が免除されます。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第48条第5項
委任規定	
審査基準	申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。 ・ 液化フルオロカーボンを充てんする容器の取扱いについて（平成9年3月31日平成09・03・31立局第29号） ・ 保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について（平成30年3月30日20180323保局第11号） ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日20200715保局第1号） ・ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る特別充填について（内規）（平成30年2月28日20180223保局第2号） ・ 自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器に係る特別充填について（内規）（令和2年10月19日20201013保局第1号）
標準処理期間	7日
申請部数	2部
手数料	不要

申請の要件	11 容器検査所の登録又はその更新
申請に関する説明	高压ガスを充填するための容器又はその附属品の再検査は、市長が行う容器検査所の登録を受けた者のみが行うことができます。なお、容器検査所の登録は、5年ごとにその更新を受けなければその効力を失います。 申請者が、高压ガス保安法第50条第2項各号のいずれにも該当せず、申請された容器検査所の検査設備が高压ガス保安法第50条第3項の技術上の基準に適合していることが必要です。
根拠法令及び条項	高压ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第49条第1項、第50条第1項及び第3項
関係条項	第7条、第50条第2項
委任規定	・ 高压ガス保安法施行令（平成9年2月19日政令第20号）第12条の2 ・ 容器保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第50号）第33条 ・ 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年6月30日経済産業省令第82号）第24条 ・ 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成9年3月25日通商産業省告示第150号） ・ 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成28年6月30日経済産業省告示第184号）
審査基準	申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。 ・ 高压ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日20200715保局第1号）
標準処理期間	11日
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例（昭和24年4月横浜市条例第15号）に定める金額

申請の要件	12 容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更申請に係る容器規格適合通知
申請に関する説明	高圧ガス容器の所有者は、その容器に充填しようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更しようとするときは、市長に申請する必要があります。変更後においてもその容器が定められた規格に適合すると市長が認めたときは、刻印等を実施したうえで「容器規格適合通知書」を交付します。ただし、経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が認めた場合を除きます。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第54条第1項
関係条項	第44条第4項、第54条第2項
委任規定	・容器保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第50号）第7条 ・容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法を定める告示（平成9年3月25日通商産業省告示第150号）
審査基準	申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。 ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日20200715保局第1号） ・容器保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第7号）
標準処理期間	10日
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例(昭和24年4月横浜市条例第15号)に定める金額